

# 合併協議会だより

第4号

発行：阿智村・清内路村合併協議会 〒395-0303 下伊那郡阿智村駒場483番地 阿智村役場内  
電話 0265-43-2220 FAX 0265-43-3940 ホームページ：http://amalgama.seinaiji.jp/



阿智村・清内路村合併協定調印式（9月3日 阿智村役場）

阿智村・清内路村

合併協定調印

平成21年3月31日に  
新阿智村が発定

8月20日に開催された第3回合併協議会において、両村の委員の間で事務事業一元化協議と「新しい村づくり計画」の策定について合意に達したことから、9月3日には阿智村役場において、合併協定書の調印が行われました。  
9月10日に両村の議会でも合併関連議案の議決が行われ、12日には、長野県知事へ合併申請が行われています。

9月3日の調印式では、これまでの合併協議にかかる経過説明の後、岡庭一雄阿智村長と桜井久江清内路村長が合併協定書に署名と押印を行いました。

続いて、両村議会議員を始めとする14名の合併協議会委員と、オブザーバーとして合併協議会に参加していた岩崎弘下伊那地方事務所長が、立会人として協定書に署名しました。

調印後には両村長がそれぞれあいさつし、合併を機に協働の村づくりをさらに進めていくことなどが述べられました。また、両村長は協定書を手固に握手を交わして、合併協定の証となりました。

なお調印式には、来賓として宮下一郎衆議院議員、吉田博美参議院議員（各々秘書）、森田恒雄県議会議員、岩崎弘下伊那地方事務所長、同所林宏行地域政策課長が出席され、ご祝辞をいただいています。  
合併協定が調印されたことで、今後は来年3月の合併に向け、具体的な事務手続きを進めていくこととなります。



調印式には合併協議会委員が立会人として出席

## 第3回合併協議会

(8月20日)

8月20日には清内路村老人福祉センターで3回目の合併協議会が行われ、事務事業一元化協議と「新しい村づくり計画」の策定の2点について、議論が行われました。

事務事業一元化協議では、清内路村の山林や施設、「手づくり花火保存伝承基金」などの基金や有価証券、出資金の取扱いなど阿智村に引き継がれる清内路村の財産について話し合われたほか、保育所の園児の送迎や合併処理浄化槽の管理など住民生活に直結する事業の細部についても協



清内路村で開催された第3回合併協議会

議され、いずれの項目も両村の委員の間で合意に至っていません。(詳細については、4ページからの「阿智村・清内路村合併協議会 事務事業一元化協議結果」を参照)

「新しい村づくり計画」(合併市町村基本計画)については、前回の合併協議会での議論を踏まえて訂正した部分のほか、下伊那地方事務所地域政策課の林課長から、「新村における長野県の取組」について説明がありました。長野県では、「地方バス路線の確保に関する支援」や「地域道路網の整備」など12項目について、より踏み込んだ具体的な支援策を明示し、県が両村の合併

を積極的に支援していることが示されています。

この日で全ての協議が終了したことから、協議会の終わりには両村長を始めとする合併協議会の委員の一人ひとりがあいさつし、3ヶ月にわたる協議を振り返るとともに、新しい村づくりに向けた期待と意欲が示されました。

9月10日に開会した両村の協議会の9月定例会では、3日の合併調印を受けて合併関連議案が提出されました。

合併関連議案は、①平成21年3月31日から清内路村を廃して阿智村に編入することを県知事に申請する「廃置分合」議案、②廃置分合に伴う財産処分に関する協議書を定める議案、③廃置分合に伴う経過措置として、議会議員及び農業委員の定数、任期等に関する協議書を定める議案の3つが提出され、いずれの議案も両村の議会において、議決されました。

以上で合併申請に向けた手続きが全て整ったこととなります。

### 議会で 合併関連議案が議決 (9月10日)

## 合併協議に向けた主な取組み

年 月 日	会議名・内容等
19年 6月25日	清内路村が阿智村に「市町村合併について話し合う場の創設」を申入れ
10月23日	阿智村が清内路村に、申入れに対する回答
11月15日	両村議員による「阿智村・清内路村あり方研究会」が発足
20年 2月 7日	阿智村・清内路村任意合併協議会の設立
3月15日	第1回 新しい村づくり会議
5月 4日	清内路村で、合併の賛否を問う住民投票・開票 ・結果(割合)：合併賛成88.8%、合併反対11.2%
14日	第2回 新しい村づくり会議
27日	阿智村で、合併に関する住民意向調査公開開票 ・結果(割合)：合併賛成43.2%、合併反対20.7%、議会にゆだねる24.1%、わからない12.0%
6月11日	第3回 新しい村づくり会議
16日	阿智村・清内路村合併協議会の設置に関する協議書調印 第1回 阿智村・清内路村合併協議会
23日	合併構想策定県への申入れ
26日	第4回 新しい村づくり会議
7月 8日	第5回 新しい村づくり会議
14日	第2回 阿智村・清内路村合併協議会
8月20日	第3回 阿智村・清内路村合併協議会
9月 3日	阿智村・清内路村合併協定調印
10日	両村議会において合併関連議案を議決
12日	県知事へ合併(廃置分合)を申請

## 合 併 協 定 書

現在の小規模自治体は、農林業の衰退と経済の縮小、地方と都市部の経済格差の拡大、人口の流出、少子・高齢化の進行など大変厳しい状況となっている。

また、「平成の大合併」に象徴される地方分権改革は、自分達の町や村の将来は自分達が決めるという「自立」の気概を持つ小規模自治体の存続に大きな影響をもたらしている。

このような状況下で、清内路村においては、長年、村の将来と地域の存続について村を挙げて研究を進め、「阿智村との合併により、清内路村の名前がなくなっても、地域の自立は必ず成し遂げられる」と決断し、合併による地域の自立的な存続を選択するに至った。

これらの諸事情を踏まえ、阿智村、清内路村の2村は、平成20年2月に「阿智村・清内路村任意合併協議会」を設置して本格的な合併協議をスタートさせ、同年6月には、地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律に基づく「阿智村・清内路村合併協議会」を設け、更に具体的な合併協議を重ねてきた。

長野県の南端、下伊那郡の西部に位置し、両村を流れる阿智川の流域に広がる緑豊かな山々に抱かれた地域であり、日常生活をはじめ経済的・文化的にも深いつながりがあり、従来から広域的に連携し、発展を遂げてきた。

各協定項目の調整にあたっては、お互い対等の立場に立って、これまでの清内路村の行政制度の経緯を尊重し、住民サービスや住民生活に急激な変化をもたらさないよう配慮しつつ、阿智村の「住民一人ひとりの人生の質を高められる、持続可能な村づくり」の基本理念と行財政制度を基本として調整されたものであり、ここに2村の合併に関する基本的な事項の協議が整った。

よって、合併協議の中で確認された別表諸事項の円滑な推進を目的に、ここに本協定書を締結するものである。

本協定書に定められた事項については、合併後の社会経済情勢、地方行財政制度及び村の財政状況等の諸条件の変化により、これにより難しい場合にあっては、必要に応じて、関係住民の意向も踏まえて検討の上、調整するものとする。

阿智村及び清内路村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく阿智村・清内路村合併協議会において、合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成20年9月3日

阿智村長 岡 庭 一 雄

清内路村長 櫻 井 久 江

# 阿智村・清内路村合併協議会 事務事業一元化協議結果（最終）

※この協議結果については、合併協定書に別紙として添付されています。

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果	
			阿智村	清内路村		
1	合併の方式	—	—	—	阿智村への編入合併とする。	
2	合併の期日	—	—	—	平成21年3月31日とする。	
3	新村の名称	—	—	—	「阿智村」とする。	
4	新村の事務所の位置	—	—	—	阿智村駒場483（現在の阿智村役場）とする。	
5	財産の取扱い	山林の取扱い	・村有扱いの区有林あり ・村有林面積：889ha	・村有扱いの区有林、学有林（中学校の実習林）あり ・村有林面積：197ha	清内路村の村有林は、阿智村に引き継ぎ、区有林等については清内路地区の財産とする。なお、昭和45年8月20日に清内路村と下清内路区及び上清内路区で取り交わした確約要項は廃止し、阿智村に引き継ぐ。	
6		清内路村の村有施設の取扱い	—	・本庁舎1施設 ・その他行政機関2施設 ・公共財産40種類119施設	清内路村の村有施設は、阿智村に引き継ぐ。村有施設の取り扱い、地域への移管等も含め両村で検討する。	
7		基金	平成19年度末残高 3,791,816千円 ・一般会計 3,228,297千円 財政調整基金他21基金 ・特別会計 563,519千円 国民健康保険財政調整基金他4基金	平成19年度末残高 586,357千円 ・一般会計 536,205千円 財政調整基金他10基金 ・特別会計 50,152千円 国民健康保険財政調整基金他1基金	阿智村に引き継ぐ。 奨学基金については、阿智村の現行制度に合わせる。 清内路村単独の手づくり花火保存伝承基金については、目的基金として継続する。	
8		起債	平成19年度末残高 10,484,281千円 ・一般会計 6,367,020千円 一般公共事業債他 ・特別会計 4,117,261千円 水道事業他	平成19年度末残高 2,653,423千円 ・一般会計 1,311,000千円 一般公共事業債他 ・特別会計 1,342,423千円 水道事業他	阿智村に引き継ぐ。	
9		有価証券	平成19年度末残高 16,021千円 屋神温泉エリアサポート株他	平成19年度末残高 32千円 信越放送株	阿智村に引き継ぐ。	
10		出資金	平成19年度末残高 50,348千円 嶺南信州観光公社出資金他	平成19年度末残高 1,841千円 嶺南信州観光公社出資金他	阿智村に引き継ぐ。	
11		議会の議員の定数及び任期の取扱い	—	【合併新法による特例】 ・定数特例…編入をする市町村の条例定数（合併前の定数）に人口比率を乗じて得た数を編入される市町村ごとに選挙区を設けて増員選挙を行う。 【「合併新法による特例」による場合の合併後の一般選挙の特例】 ・合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町村の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙をすることができる。		合併特例法の「定数特例」を適用し、合併時に清内路の選挙区を設け、増員選挙を行う。（1回のみ） （合併時に阿智村の議員定数が12人（浪合地区特例定数2人）の場合、清内路地区の定数は2人）
12		農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	—	委員数：16人（選挙12人、議会推薦3人、農協理事1人） 報酬年額：会長 469千円 会長代理333千円 委員 319千円	委員数：6人（選挙4人、議会推薦1人、農協理事1人） 報酬年額：会長 71千円 会長代理59千円 委員 53千円	合併の特例に関する規定を適用し、次回の任期まで（平成23年7月）清内路地区で1名選出し在任する。
13		地方税の取扱い	地方税	個人村民税 法人村民税（資本金等1億円未満の法人について12.3%、それ以外の法人14.5%） 固定資産税1.4% 軽自動車税 たばこ税 入湯税	個人村民税 法人村民税 13.7% 固定資産税 1.7% 軽自動車税、たばこ税	阿智村に合わせる。（固定資産税については標準税率となるため清内路村の税負担は合併により下がる）

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果	
			阿智村	清内路村		
14	一般職の職員の身分の取扱い	身分の取扱い方針	条例定数：105人 実職員数：88人	24人 13人	清内路村の職員は、全て阿智村の職員として引き継がれ、職員の任免、給与その他の身分について公正に扱われます。定員適正化計画を作成し、定員管理の適正化に努める。	
15		職員の定年	—	—	阿智村の要綱を適用する。	
16		設定給料表	—	—	阿智村の給料表を適用する。	
17		給料及び手当の種類	—	—	阿智村の制度を適用する。	
18	特別職の身分の取扱い	—	編入合併では、阿智村の特別職の身分はそのままであり、清内路村の特別職はその身分を失う。		清内路村の常勤特別職（村長・副村長・教育長）の取扱いについては、その身分を失う。行政委員会（教育委員・選挙管理委員・監査委員・固定資産評価審査委員）については、清内路村の委員は合併時点で失職し、各委員の任期終了後は、新村の中から選出する。参与はおかない。	
19	条例、規則等の取扱い	—	—	—	阿智村の条例・規則を基本とし、各協議項目の調整方針に基づき調整する。	
20	事務組織及び機構の取扱い	清内路村役場の取扱い	—	—	清内路村役場は支所とし、支所長、自治会・公民館、窓口の3名体制とする。混合支所を見直す2年後に併せて清内路の支所機能の再検討を行う。	
21		総合計画策定	第5次総合計画 H20～29	村づくり指針 H19～28	阿智村の第5次総合計画に清内路振興計画を付け加える。	
22		行政改革	阿智村集中改革プランを策定済み	清内路村集中改革プランを策定済み	合併時に新たに集中改革プランを作成し、適正な定員数を設ける。	
23		指定金融機関等について	みなみ信州農業協同組合	みなみ信州農業協同組合	阿智村の取扱いとする。	
24		特別会計の設置に関する事	—	—	合併時に再編し、阿智村に合わせる。	
25		過疎・辺地計画に関する事	過疎 浪合地区 辺地 3地区	過疎 あり 辺地 なし	合併時に、各計画それぞれ新村に引き継ぐ。（合併後も清内路地区は過疎地域と見なされ過疎法の適用は継続する）	
26		清内路村の委員会等の取扱い	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律設置 選挙管理委員会他3</li> <li>・条例設置 計画審議会他14</li> <li>・規則設置 交通安全対策協議会他4</li> </ul> 両村に設置されている委員会等については、合併時に再編する。（清内路村の委員会等は廃止する。） 行財政改革推進委員会、特別職報酬審議会及びふるさと村自然園運営審議会は廃止する。民生委員・児童委員は次期改選時（H22.11.30）まで継続する。 民生児童委員協議会は次期改選時（H22.11.30）までは2協議会で継続し、次期改選時に委員数を見直して一つの協議会とする。 国民健康保険運営協議会は連番43のとおり。	
27	一部事務組合等の取扱い	広域行政に関する事	各村とも伊那郡西部衛生施設組合と南信州広域連合の構成団体。		新村として継続する。（清内路村が加入している一部事務組合について合併の前日をもって脱退する。）	
28	使用料、手数料等の取扱い	村営住宅ほか	阿智：公営住宅94戸、特定公共賃貸住宅22戸、地域活性化住宅4戸、若者定住促進住宅18戸、その他住宅33戸 総計176戸（家賃3,600～40,000円）	公営住宅31戸、若者定住促進住宅12戸、その他住宅（空屋改修）1戸、総計44戸（家賃5,000円～30,000円）	住宅使用料は、各住宅とも現状の額とする。	
29	公共的団体等の取扱い	公共的団体	安協、体協、観光協会、商工会、女性団体、高齢者クラブ、日赤奉仕団等	安協、体協、商工会、女性団体、老人クラブ、日赤奉仕団等	原則阿智村に統合する。	
30	補助金、交付金等の取扱い	商工・観光関係事業（商工資金利子補給事業ほか）	不況対策特別資金 借入金の年利2.0%以内を5年間利子補給	借入金額に対し、初年度元金の1%、2年目元金の0.5%を2年間利子補給	阿智村に合わせる。	
31		商工・観光関係事業（商工業振興資金）	信用保証協会制度融資で各村とも同様		阿智村に合わせる。	
32		農林関係事業（有害鳥獣防除対策）	購入金額の1/2以内補助（上限 個75、共300千円）	購入金額の1/2以内補助（上限50千円）		阿智村に合わせる。
33		農林関係事業（有害鳥獣捕獲駆除）	猟友会に対する報償 種類により3～60千円	猿以上の大型獣 20千円		阿智村に合わせる。

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果
			阿智村	清内路村	
34	補助金、交付金等の取扱い	有害獣総合対策	－	資格取得経費補助	阿智村においても継続する。
35		高齢者クラブ（老人クラブ）補助	連合会、16単位クラブに対する補助	連合会、2単位クラブに対する補助	クラブの統合を行い、合併時に阿智村に合わせる。
36		私設飲用水施設整備事業補助金	－	水道施設未整備地域対象（資材費・工事費）事業に要する経費の1/2又は30万円のいずれか少ない額	阿智村においても継続する。
37		手づくり花火保存伝承補助金	－	対象団体2団体（上清内路煙火同志会、下清内路区会） 対象：保安責任者、保安教育に要する費用等 予算の範囲内（手作り花火保存伝承基金の運用益）	阿智村においても継続する。
38	住所表示の取扱い	－	－	－	阿智村の区域・名称についてはそのままとする。清内路村は全域を「清内路」とする。（例：阿智村清内路〇〇番地）
39	慣行の取扱い	村章	－	－	村花、村木について阿智村に追加する。
40		村花、村木、村鳥	福寿草・れんげつつじ 栃の木・しらかば うぐいす	しだれざくら なら	
41		宣言	10宣言	6宣言	
42		村民憲章	S61制定	制定なし	
43	国民健康保険事業の取扱い	国民健康保険運営協議会	委員9名 (任期：H20. 11. 30)	委員6名 (任期：H20. 12. 31)	合併時に再編する。（清内路村の協議会は廃止する。）
44		当初賦課事務	納期：年10回 賦課方法：4方式 一人当たり調定額： 53,565円	年12回 3方式 48,684円	阿智村の基準に統一する。
45		国民健康保険財政調整基金	平成19年度末現在高 137,498千円	平成19年度末現在高 47,333千円	阿智村に引き継ぐ。
46		出産、葬祭に関する給付	出産育児一時金35万円 葬祭費3万円	35万円 1万円	阿智村に合わせる。
47	介護保険事業の取扱い	－	介護保険関係の主な相違点 保険料基準額：49,200円 普通徴収：10期（5～2月）	54,000円 12期（4～3月）	阿智村に合わせる。
48	消防団の取扱い	非常備消防事業	分団数：7分団 現団員：266名 退団年齢：37歳 出動手当：6,500円	1分団 44名 40歳 3,000円	阿智村に合わせる。なお、退団年齢については、団員数を考慮し、2年間で段階的に阿智村に合わせる。詳細は消防委員会で検討する。
49	行政区の取扱い	－	52部落	24組	現在の阿智村の部落体制に清内路地区で編成する9部落を追加する。
50	諮問機関の取扱い	－	－	－	合併時に再編する。（清内路村の諮問機関は廃止する。）
51	情報基盤整備の取扱い	－	全域でF T T H方式で構築 浪合地区は別施設で運用	H20整備事業を実施中 阿智村の設備を極力共用 阿智村と同等のサービスで実施	阿智村と同様のサービスで実施するため、現在、整備事業実施中。 上・下清内路テレビ組合が設置した受信点施設等の撤去は、合併後に各テレビ組合が行う。
52	地域自治組織の設置の取扱い	－	7自治会	2つの区会 自治組織立ち上げを研究中	合併時に清内路地区で一つの自治会を立ち上げ、阿智村の組織に追加する。
53	清内路中学校の後利用	－	－	H22年4月に清内路中学校が阿智中学校に統合されるのに伴い、校舎等の後利用について研究する委員会を設置。	合併後に協議会をもち方向を決定する。
	各種事務事業の取扱い				
54	電算システム事業	税務関係電算処理	法人住民税一部電算委託 地積管理システム運用中	法人住民税は電算委託されていない。	合併にあわせて税務関係電算システムの統合を図る。法人税についても、事務事業効率化のため電算委託する。 地積管理システムについては、合併後数年を目途に阿智村のシステムに合わせる。

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果
			阿智村	清内路村	
55	消防防災関係事業	防災無線	固定系 ・S63整備 アナログ方式  移動系 ・S63整備 アナログ方式	固定系 ・S62整備 アナログ方式 ・オフトークへ繋ぎ込み 移動系 ・S62整備 アナログ方式	数年後（H24予定）にデジタル化対応の改修が必要なため、それまでは両村の現有施設（清内路村ではオフトーク）を利用する。防災無線同報系清内路局は廃局する。清内路村のオフトークはデジタル化による再編終了時まで継続する。清内路村のオフトーク回線使用料（1世帯当たり294円/月）は廃止し、全額公費負担とする。移動系防災無線は継続する。
56	公共交通	巡回バス・コミュニティバス運行事業	巡回バス運行 委託先：伍和産業 西部地区コミュニティバス運行補助金	巡回バス運行 委託先：伍和産業 西部地区コミュニティバス運行補助金	当面は現状とし、阿智村の新交通システムの研究に合わせ調整する。
57	窓口業務関係	証明書の交付	時間外の証明発行 平日：20:00まで 土日祭日：8:30～12:00 手数料：公的年金証明 無料	行っていない。  200円（他は阿智村と同じ）	支所については、時間外、土日祝祭日は閉庁となる。（宿・日直は置かず、不在となるため本所で対応となる）
58	し尿収集運搬	し尿収集運搬事業	汲み取り料190円	190円	阿智村に合わせる。
59	保健事業	国保保健事業	特定健診・特定保健指導事業 個人負担 1,000円	特定健診・特定保健指導事業 個人負担なし	阿智村に合わせる。
60		健診事業	個人負担 39歳以下一般住民：1,000円 後期高齢者健診：負担なし	個人負担 39歳以下一般住民：1,000円 後期高齢者健診：負担なし	阿智村に合わせる。
61		がん（子宮がん・乳がん）検診	個人負担 子宮がん：1,000円 乳がん：2,000円 マンモグラフィー検診：2,000円 胃がん：1,500円 大腸検診：500円 前立腺検診：600円 C型肝炎：600円	個人負担 子宮がん：1,000円 乳房・甲状腺検診：1,000円 マンモグラフィー検診：2,000円 胃がん：1,000円 大腸検診：500円 前立腺検診：500円 肺がん・結核：なし 肺がんCT：2,500円 骨検診：500円	阿智村に合わせる。
62		人間ドック・脳ドック	個人負担： 検査料金の3割（助成は7割で 上限3万円） （国保のみ）	人間ドック：15,000円 脳ドック：7割（助成は3割で 上限30,100円）	阿智村に合わせる。
63		検診結果報告会	保健師、栄養士による個別相談	保健師、栄養士による個別相談	阿智村に合わせる。
64		機能訓練	リハビリ教室、いきいき教室	リハビリ教室	阿智村に合わせる。
65		地区組織活動	保健委、食生活改善推進委	衛生委	阿智村に合わせる。
66		母子保健事業	不妊治療補助あり	左記以外は同様に実施	阿智村に合わせる。
67	健康相談・訪問指導	一般健康相談	一般健康相談、訪問指導	阿智村に合わせる。	
68	インフルエンザ予防接種	対象・場所・個人負担 65歳以上・希望する医療機関・ 2,000円/回	65歳以上・希望する医療機関・ 2,000円/回	阿智村に合わせる。	
69	診療所	診療所運営	伍和・智里東・智里西・浪合診療所 計4	国保・国保上診療所 計2	現行どおり新村に引き継ぐ。（清内路村の診療所はそのまま維持する。）
70	障害者福祉事業	障害者計画	計画あり	計画あり	阿智村に合わせる。
71		身体障害児(者)日常生活用具給付事業	利用者負担 1割	利用者負担 1割	阿智村に合わせる。
72		身体障害児(者)補装具給付事業	利用者負担 1割	利用者負担 1割	阿智村に合わせる。
73		重度障害者等通院助成事業	施設入所者：2,000～5,000円 通所、通園者：15,000円	交通費の1/2を助成	阿智村に合わせる。
74		緊急通報システム設置事業	個人負担200円	個人負担1,000円	阿智村に合わせる。

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果
			阿智村	清内路村	
75	高齢者福祉事業	長寿祝い金・敬老大会	祝金⇒米寿・90歳以上に敬老祝券 敬老大会⇒自治会ごとに実施 (村から1人1,500円補助)	祝金⇒喜寿・米寿・白寿に記念品 敬老大会⇒村で実施(200千円)	阿智村に合わせる。
76		高齢者クラブ(老人クラブ)	15単位クラブ 補助金:1,287千円	2単位クラブ 266千円	両村の高齢者クラブは統合する。
77	児童福祉事業	学童保育	個人負担 通年者月 3,000円 夏休み 5,000円	30分100円	両村において現行を継続する。
78	保育事業	保育所管理運営事業	箇所:6 措置児童:195名 未満児は完全給食 以上児は副食のみ(第2・4金曜日はパン食) 費用負担:保育料に含まれる (パン代は別途徴収)	1(へき地保育所) 14名 未満児は完全給食 以上児は完全給食 費用負担:1,000円/月 (保育料とは別)	・清内路村の保育園は存続する。 ・入所児童の年齢は阿智村に合わせる。 ・0・1歳児の受入は阿智村の現状に合わせる。 ・2歳児の受入は清内路村の現行を継続する。 ・給食(自前給食)は両村において現行を継続する。
79		保育料、保育料の減免	保育料の例 第4階層-1 15,300円 浪合第4階層 10,000円	保育料の例 第4階層 11,000円	阿智村に合わせる。
80		延長保育事業	100円/30分	100円/30分	阿智村に合わせる。
81		一時保育事業	例:3歳以上児 1日1,800円、1時間300円	例:3歳以上児 1日1,800円、1時間300円	阿智村に合わせる。
82		障害児保育事業	伍和で実施	実施	阿智村に合わせる。
83		保育時間	【通常】 平日 8:00~16:00 土曜 8:00~12:00 (第2・第4は希望登園) 【延長】 ○駒場・春日 平日 朝 7:30~8:00 夕 16:10~19:00 土曜 朝 7:30~8:00 昼 12:10~12:30 ○浪合 平日 朝 7:30~8:00 夕 16:10~18:00 ○その他 平日 夕 16:10~17:15 土曜 昼 12:10~12:30 長期休み 駒場で一括 保育時間 8:00~16:00(延長あり)	【通常】 平日 8:30~16:00 【長時間】 平日 朝 7:30~8:30 夕 16:30~18:00 【特別】 土曜・長期休み 7:30~18:00	・合併時に保育料を阿智村に合わせることから、保育時間も阿智村に合わせる。 (通常の始業時間は清内路も8:00からとする。) ・清内路村では延長保育利用者が多いことから、実績を考慮して現状の延長保育時間を継続する。 ただし、朝は7:30~8:00、夕は16:10~18:00 (※入所児童が他の保育所の延長保育を利用することはできない。) ・土曜日保育は、清内路保育所でも通常保育として実施する。 ・清内路村の巡回バスによる送迎は、その方法を検討することとし、保育士の同乗については廃止する。
84	その他福祉事業	日赤奉仕団事業	社協に委託	役場民生課で実施	阿智村日赤奉仕団として統合する。
85		障害者福祉事業	自立生活支援センター	役場民生課で実施	阿智村に合わせる。
86		社会福祉協議会活動補助	活動補助金 8,000千円	活動補助金 675千円	社会福祉協議会は合併時に統合し組織再編する。事業の再編を行い、経営体質強化を図る。
87		福祉医療費給付事業	村単で小・中学生、精神障害者、特定疾患認定者対象	村単で小・中学生	阿智村に合わせる。



連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果
			阿智村	清内路村	
88	その他福祉事業	介護者休養支援事業	介護者4・5の在宅高齢者等に介護している者に対し、疲労を回復するための休養サービスを提供。代替介護、温泉入浴券、村単短期保護、鍼灸マッサージを年間12万円まで利用できる。	—	阿智村に合わせる。
89		祝金事業	出産祝い金:第3子から10万円 給付※H20から第1子から5万円とする	出産祝い金:1子につき10万円 給付 結婚祝い金:1組につき10万円 給付	阿智村に合わせる。
90		授産施設の運営	施設数2(定員30名・20名)、 職員数7名(別に浪合施設あり)	—	阿智村に合わせる。
91	健康づくり事業	水中運動教室	基礎教室 一般5、高齢者4教室 /月、目的別教室6教室	阿智村の教室に登録参加	阿智村に合わせる。
92		健康教室	健康相談、講演会	病態教室、学習会、運動指導教室	阿智村に合わせる。
93	ごみ収集運搬業務 事業	ごみ排出・収集運搬体制	各村とも民間業者委託・西部衛生施設組合委託、直営収集、集団回収の4種類	—	阿智村に合わせる。
94		燃やすごみ収集事業	収集方法 西部衛生施設組合へ委託	直営収集・直営搬入	阿智村に合わせる。
95		生ごみ収集事業	各村とも西部衛生施設組合へ収集運搬委託	—	阿智村に合わせる。
96		資源集団回収奨励金事業	集団回収する団体に奨励金交付	—	資源集団回収の品目、奨励金制度を阿智村に合わせる。
97		指定袋等の制度及び販売店登録	不燃ごみの例 専用袋800円 販売店 16店舗	不燃ごみの例 専用袋800円 2店舗	阿智村に合わせる。
98		廃棄物集積施設設置事業	設置管理する部落に補助	制度なし(村が設置)	阿智村に合わせる。
99		環境対策事業	不法投棄監視員設置事業	計6名配置	—
100	農林関係事業	地産・地消事業	実施(大豆・そば他)	県伝統野菜に認定された4品目等の保存支援	阿智村に合わせる。清内路の伝統野菜については阿智村の条例に追加する。
101		地域営農集団推進事業	地域営農集団推進事業	中山間地域農業直接支払事業	阿智村に合わせる。
102		有機活用農業推進事業	営農支援センター運営	—	阿智村に合わせる。
103		経営支援	農業振興事業補助金	—	阿智村に合わせる。
104		農林業推進事業	農業振興計画、林業振興計画あり	林業振興事業補助金	阿智村に合わせる。
105		グリーンツーリズム推進事業	—	補助制度あり	阿智村でも制度をつくり統合する。
106	商工・観光関係事業	ふるさと村自然園の取扱い	—	指定管理者制度導入 契約期間 H22年度まで 地域貢献費200万円/年受領	契約更新時までには再検討する。
107		南信州観光公社に関すること	出資金:130万円	出資金:30万円	新村で160万円(両村合算額)を出資し、継続する。
108		観光宣伝及び紹介に関すること	観光協会補助金23,500千円 榑屋神温泉エリアサポート補助 3,000万円	補助金なし	両村の観光協会において協議する。
109		企業立地促進	工場新增設の奨励制度あり	—	阿智村に合わせる。
110	勤労者・消費者関係事業	消費生活に関する事務	消費生活相談	消費生活相談	阿智村に合わせる。

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果
			阿智村	清内路村	
111	建設関係事業	道路用地地元補助	用地補償した地元に対する補助あり	—	阿智村に合わせる。
112		土地改良事業	補助制度あり	—	阿智村に合わせる。
113		道路除雪	出勤基準は県に準じる 地元施行に対する補助あり	出勤基準は県に準じる 地元を除雪機械を貸与、燃料費のみ支給	現状のまま継続する。
114		道路維持補修	各村とも地元住民の労務提供、村の資材費負担の制度あり		阿智村に合わせる。
115		道路改良・舗装	—	—	阿智村に合わせる。
116	上下水道事業の取扱い	村営水道事業（水道料金）	標準家庭（4人30㎡）の比較 ⇒ 3,965円/月	標準家庭（4人30㎡）の比較 ⇒ 3,500円/月	阿智村に合わせる。
117		村営水道事業（新規加入の取扱い）	加入者負担金（13mmの場合） 84,000円 給水工事負担金 地区により55千円～250千円+ 実費	加入者負担金（13mmの場合） 100,000円 規定なし	阿智村に合わせる。 清内路村の給水工事負担金については実費とする。
118		村営水道事業（会計事務）	料金徴収システムに若干の違いがあるが、2ヶ月徴収などの方法は同じ。		合併時に調整する。
119		合併処理浄化槽設置整備事業	水質処理基準や設置補助（分担金）制度に両村の違いがある。		現状のまま新村に移行する。
120		合併処理浄化槽保守管理事業	負担金40万円で村と保守管理委託を締結。その他は個人管理	負担金37万円で村と保守管理委託を締結。その他は個人管理	・今後発生する事案は阿智村に合わせる。 ・負担金は阿智村に合わせる。
121		下水道事業（事業及び財政計画）	特定環境保全公共下水 農集排	農集排	現状のまま新村に引き継ぎ、2年後に見直す。
122		下水道事業（下水道使用料）	従量制	定額制	2年間の経過措置後に阿智村の負担水準に合わせる。
123		下水道事業（新規加入の取扱い）	専用住宅の分担金 40万円 工事申請等にかかる手数料あり	専用住宅の分担金 37万円 なし	現状のまま新村に引き継ぎ、2年後に見直す。
124		下水処理施設排水設備資金融資利子補給金交付事業	制度あり	—	現状のままとし、見直しをするまでは清内路は該当とならない。
125		下水道事業（会計事務）	料金計算システムに若干違いがある。		合併時に適正な方法とする。
126	小中学校の通学区域	学校管理	小学校4（4校区） 中学校2（2校区） H23に中学校統合	小学校1（1校区） 中学校1（1校区） 中学校はH22に阿智中学校に委任	合併時、2村の小学校は現状どおり新村に移行する。ただし、中学校についてはH22に阿智中学校に統合する。
127	学校教育事業	学校給食	共同調理場による自校給食。職員は正規5名、嘱託1名。 パート1名。1食あたり小学生240円、中学生290円	阿智村共同調理場へ委託（200万円）	合併時、阿智村に統合する。
128		外国青年招致事業	外国青年（ALT）を中学へ派遣（JETプログラム）	ELTによる英語教育を中学校と小学校で実施	教育委員会で調整する。
129		視察、交流学習	激戦地・被爆地視察	豊山町交流事業 清内路's イングリッシュサマーキャンプ	豊山町交流事業については、継続するが公費の支出については見直す。 サマーキャンプについては、合併時に教育委員会で検討する。
130		スクールバス運行事業	小・中学校で各1台	小・中学校で1台	現行のとおりとする。
131		奨学金貸付制度	制度なし  旧浪合村で行っていた貸付制度については、新規貸付を停止し、償還金の受入れのみを実施	制度あり  対象者：高等学校進学者等 交付：連帯保証人を経て本人に交付 金額：月2万円 （年4回講座振込み） H20奨学生数：8名 （貸付完了：H23.2）	奨学金の新規貸付は停止する。

連番	協議項目 (事務名)	細目 (事業名)	概要		協議結果
			阿智村	清内路村	
132	文化振興事業	文化財指定	補助金 所有者の修理・復旧の経費（多額）の一部を補助	補助金 清内路手づくり花火伝承補助金 交付（1団体60万円以内）	清内路村の指定文化財については阿智村に引き継ぐ。
133		文化財保護委員	10名	5名	清内路地区に1名増やすかどうか、教育委員会で検討する。
134	社会教育事業	健康教室、高齢者の生きがい、健康づくり	保健センターと共催	民生課・社協で対応	阿智村に合わせる。
135		公民館	中央公民館と5つの地区館を設置 館長（非常勤）館長選任委員の選任により地区館長を選出し、地区館長同士の話し合いにより中央館長を選出する。 報酬年間296,000円 任期 2年間 企画委員10名 報酬年間12,000円 専門部（学習文化部・体育部・広報部）15名 報酬年間22,000円 部落館長（部落長） 部落主事 報酬年間10,000円 公民館主事 一般職員を配置 地区館主事（非常勤） 報酬297,000円/年	清内路公民館と2地区に分館を設置 館長（教育長兼務） 分館長2名 （報酬年間60,000円） 分館主事2名 （報酬年間50,000円） 分館書記4名 （報酬年間40,000円） 分館役員は本館役員を兼務 公民館主事 一般職員を配置（兼務）	清内路公民館は阿智村公民館の地区館とする。 役員の扱いについては阿智村に合わせる。
136		図書室	中央公民館図書室 蔵書33,000冊 開館時間9:30～18:00 （金～20:30、土日～17:00） 地区公民館図書室あり	蔵書 約3,400冊 8:30～17:00  分館図書室あり	阿智村に合わせる。
137		成人式・文化祭	成人式 前年度中に20歳を迎えた村民、阿智中学校卒業生の成人を祝う。毎年5月3日 文化祭 毎年11月 社会教育団体活動発表の場	成人式 前年度中に20歳を迎えた村民、清内路中学校卒業生の成人を祝う。毎年8月15日 文化祭 さわやか祭りと文化祭を毎年交互に開催	阿智村に合わせる。
138		スポーツ組織・行事	体育協会活動支援補助金 520,000円 社会教育委員 12名 公民館運営審議委員 体育指導委員 7名 各種イベント	体育協会活動支援補助金 14,900円 社会教育委員 5名 公民館運営審議委員 体育指導員 1名 各種イベント	阿智村に合わせる。
139		海外派遣ホームステイ事業	対象：中学生15名 経費の1/2補助	休止中	阿智村に合わせる。
140	若者定住促進	若者定住促進事業	若者定住促進住宅新增改築等 支援金、用地取得支援金、空き家取得支援金	—	阿智村に合わせる。
141	選挙関係事業	投票区・開票区 不在者・期日前投票	投票区15箇所 開票区 1箇所 場所 コミュニティ館	2箇所 1箇所 役場	清内路地区の投票区は2カ所とし期日前投票所は設けない。
142	監査	監査委員	委員数2名 （見識者1名、議会選出1名） ※行政監察員1名	委員数2名 （見識者1名、議会選出1名）	清内路村の監査委員は合併時に失職となる。
143	その他事業	村づくり支援	持続可能な発展の村づくりのために、村民が自発的に行う事業への支援	村民が自発的に行う地域づくり事業への支援 限度額10万円	阿智村に合わせる。
144		ぬくもりの田舎暮らし推進事業	—	空家の改修、廃棄経費に補助し、有効活用を行う事業 対象事業費の1/2以内、5万円上限	清内路の制度を引き継ぎ、阿智村でも新たな制度を考える。
145		防犯灯維持管理	電気料金の支払いは村で実施 電球の購入、交換は部落で実施 本体が壊れた場合は村で修理	電気料金の支払いは村で実施 電球の購入、交換は村で実施 本体が壊れた場合は村で修理	阿智村に合わせる。

# 村井知事に合併申請

9月12日 長野県庁知事室



阿智村・清内路村両議会では合併関連議案が議決されたことを受け、9月12日に両村長と両村議会議長が長野県庁を訪れ、村井知事に合併（廃置分合）申請を行いました。

岡庭阿智村長から申請書を受け取った村井知事は、これまでの両村の取組みに敬意を表するとして、今回の合

併に対し、県としても全力で支援することを約束すると述べました。

県では両村からの申請を受け、18日に開会した県議会9月定例会に合併（廃置分合）に関する議案を提出し、議決されれば、国に合併（廃置分合）の届出を行う予定です。

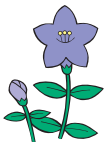
## 県が市町村合併構想を策定

8月28日、県は新長野県市町村合併支援本部委員会議を開催し、阿智村と清内路村の合併を盛り込んだ「長野県市町村合併構想」を策定しました。

県の合併構想の策定にあたっては、6月に両村の村長と議長が県庁を訪れて村井知事に構想策定の申入れを行い、県合併審議会の答申や県民からの意見募集が行われていました。

合併新法においては都道府県が合併構想を策定し、望ましい合併の組合せを示すことになっていきますが、長野県では、県が独自に組合せを示すのではなく、市町村からの申入れに基づき構想を策定するとしていました。

今回、合併構想が策定され、阿智村と清内路村が構想対象市町村に位置付けられたことにより、合併後の新しい地域づくりに向け、地方交付税や地方債、県の新市町村合併特例交付金などの財政支援措置が受けられるようになります。



## 事務局からのお知らせ

このたび阿智・清内路両村の間で合併協定が調印され、続いて両村議会での議決、県知事への合併申請が行われたことにより、合併に向けた協議も一段落となりました。

合併協議会が6月に設置されたから、3ヶ月間という凝縮された開催スケジュールの中で、中身の濃い議論が進め

られました。それまでの任意合併協議会やあり方研究会での協議検討内容を引き継いだ上で議論が交わされ、最終的な合意に至ったものです。

合併までの6ヶ月余りの間、協定項目に基づき新しい村づくりの準備を進めていくこととなります。今後必要に応じて、合併協議会だよりを発行し、両村の住民の皆様へ合併に関する情報をお伝えしてまいります。

## 今後のスケジュール

日程	内容等
20年10月	○県議会 合併（廃置分合）議決 ○県知事が総務大臣に合併の届出
11月	○官報告示
21年3月	○合併 新村誕生

※スケジュールの時期等は目安であり、今後変更となる場合があります。

## 阿智村・清内路村合併協議会事務局

所在地 〒395-0303  
長野県下伊那郡阿智村駒場483番地  
阿智村役場内

連絡等 電話 0265-43-2220(内線270)  
FAX 0265-43-3940

ホームページアドレス <http://amalgama.seinaiji.jp/>